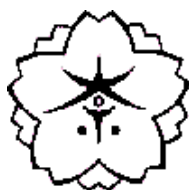


奈良市建築物における駐車施設の附置及 び管理に関する条例

関係規定集



奈良市

1. 奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例

○奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例

平成2年3月27日条例第13号

改正

平成4年3月27日条例第16号

平成4年4月1日条例第23号

平成22年9月15日条例第43号

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）の附置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(適用地域)

第2条 この条例を適用する地域は、法第3条第1項に規定する駐車場整備地区の全域（以下「適用地域」という。）とする。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途をいう。
- (3) 非特定用途 特定用途以外の用途をいう。
- (4) 特定部分 法第20条第1項に規定する特定部分をいう。
- (5) 非特定部分 特定部分以外の建築物の部分をいう。

(建築物の新築等の場合の駐車施設の附置)

第4条 適用地域内において、次の表のア欄の用途に供する建築物で同表のイ欄の規模のものを新築し、又は同欄の規模となる増築をし、若しくは同欄の規模のものについて増築をしようとする者は、同表のウ欄により算定した規模以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、非特定用途に供する建築物で市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

ア	イ	ウ
建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模
その建築物の全部を特定用途に供するもの	延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く。以下同じ。）が2,000平方メートルを超えるもの	延べ面積に対して150平方メートルまでごとに1台
その建築物の全部を非特定用途に供するもの	延べ面積が2,000平方メートルを超えるもの	次の各号により算出した台数のうち、いずれか多い台数 (1) 延べ面積に対して200平方メートルまでごとに1台 (2) 住戸数に対して2戸までごとに1台
その建築物の一部を特定用途に供するもの	延べ面積が2,000平方メートルを超えるもの	第1号により算出した台数と第2号により算出した台数とを合計した台数 (1) 特定部分の延べ面積に対して150平方メートルまでごとに1台 (2) 次ににより算出した台数のうちいずれか多い台数 ア 非特定部分の延べ面積に対して200平方メートルまでごとに1台 イ 住戸数に対して2戸までごとに1台

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 適用地域内において、建築基準法第2条第14号又は第15号に規定する大規模の修繕又は模様替えによって、建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）をしようとする者は、建築物を新築する者とみなして、前条の規定を適用する。

(建築物が適用地域の内外にわたる場合)

第6条 建築物の敷地が適用地域とこれ以外の地域にわたる場合は、当該敷地の最も大きな部分が属する地域に当該建築物があるものとみなして、前2条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第7条 第4条又は第5条の規定により附置する駐車施設は、自動車の駐車のために供する部分の規模を駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車が有効に駐車し、かつ、安全に出入りすることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条又は第5条の規定により附置する駐車施設のうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.3メートル以上、奥行5メートル以上としなければならない。ただし、非特定用途に供する建築物で市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

3 前2項の規定は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の認定を受けた特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車が有効に駐車し、かつ、安全に出入りできると市長が認めたものについては、適用しない。

(駐車施設の附置の特例)

第8条 第4条又は第5条の規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認めた場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

(駐車施設の承認)

第9条 第4条、第5条又は前条の規定により駐車施設を附置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その駐車施設の位置、規模及び構造等について、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また、同様とする。

2 市長は、前項の承認には、有効かつ安全な駐車施設の附置及び管理について必要な限度において、条件を付することができる。

(適用の除外)

第10条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途変更をしようとする者については、第4条及び第5条の規定は適用しない。

2 この条例の施行後、新たに適用地域に指定された区域内において、当該適用地域に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、第4条及び第5条の規定は適用しない。

(駐車施設の管理)

第11条 第4条、第5条又は第8条の規定により設置された駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に当該建築物若しくは駐車施設に立入検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、立入検査員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第4条、第5条、第7条、第9条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第13条の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手し

た者については、この条例の規定は適用しない。

附 則（平成4年3月27日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、この条例による改正後の奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第4条、第5条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成22年9月15日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則

○奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則

平成2年3月27日規則第3号

改正

平成4年3月27日規則第4号

平成4年4月1日規則第23号

平成12年12月21日規則第70号

平成15年3月27日規則第13号

平成17年3月31日規則第63号

平成17年5月24日規則第65号

平成18年9月28日規則第75号

平成19年3月30日規則第19号

平成21年9月8日規則第62号

平成22年9月15日規則第77号

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（平成2年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(駐車施設の附置を要しない建築物等)

第3条 条例第4条ただし書の規定により駐車施設の附置を要しない建築物は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

2 前項に定めるもののほか、建築物の用途上、条例第4条に定める規模の駐車施設の附置を要しないと市長が認める建築物に附置する駐車施設については、その建築物の用途に応じ、市長が定める規模とする。

(承認申請)

第4条 条例第9条第1項の規定による駐車施設の設置の承認を受けようとする者は、駐車施設設

置（変更）承認申請書（別記第1号様式）正副2通に、それぞれ別表に掲げる図面、駐車施設の敷地の権利関係を証する書類その他市長が必要と認めた図書を添えて、市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また、同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請について、承認又は不承認を決定したときは、駐車施設設置（変更）承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（工事完了届）

第5条 前条第2項の規定により承認の通知を受けた者は、駐車施設の設置工事完了後、速やかに駐車施設設置工事完了届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（立入検査員証）

第6条 条例第12条第2項に規定する立入検査員証は、別記第4号様式によるものとする。

（措置命令）

第7条 条例第13条の規定による措置の命令は、措置命令書（別記第5号様式）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日規則第4号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成12年12月21日規則第70号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月27日規則第13号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第63号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月24日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月28日規則第75号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、平成19年4

月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 30 日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成21年 9 月 8 日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 9 月 15 日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 4 条関係）

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設	付近見取図（縮尺2500分の1以上のもの）	方位、道路、目標となる地物及び位置（条例第 8 条の規定による承認を受けようとする場合は、駐車施設を附置しなければならない建築物との距離を含む。）
	配置図（縮尺300分の1以上のもの）	縮尺、方位、敷地境界線、駐車施設の位置、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地の接する道路及びその幅員
	各階平面図（縮尺300分の1以上のもの）	縮尺、方位、間取り、規模並びに駐車施設内外の車路及びその幅員
駐車施設を附置しなければならない建築物	配置図（縮尺300分の1以上のもの）	縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地の接する道路及びその幅員
	各階平面図（縮尺300分の1以上のもの）	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 2 号様式（第 4 条関係）

第3号様式 (第5条関係)

第4号様式 (第6条関係)

第5号様式 (第7条関係)

3. 様 式

第 1 号様式(第 4 条関係)

駐車施設設置(変更)承認申請書

平成 年 月 日

奈良市長 様

申請者 住所
氏名
電話

印

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

駐 車 施 設	設置場所		奈良市			
	敷地の権利関係		自己所有地		その他()	
	敷地の使用承諾者	住 所				
		氏 名				
	規 模	建築物内	台	m ²	合計	台 m ²
		建築物外	台	m ²		
特殊の装 置		台	m ²	国土交通大臣認定第 号		
※条例による駐車施設の最小規模					台 m ²	
建 築 物	所在地		奈良市			
	地 域		駐車場整備地区		商業地域	
	規 模	特定部分	その他の部分		合計	
		m ²	m ²		m ²	
建築物内又は建築物の敷地内に駐車施設を附置できない理由 (条例第 8 条関係)						
変更の理由及び内容						
※受付年月日		年 月 日	第 号			
※承認年月日		年 月 日	第 号			
※工事完了検査年月日		年 月 日	第 号			
※備考						
(注)		<p>1 申請者又は敷地の使用承諾者が法人のときは、それぞれの欄に事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 駐車施設の敷地の権利関係を証するための書類(登記事項証明書等)を添付してください。</p> <p>3 ※の欄は、記入しないでください。</p>				

第 2 号様式(第 4 条関係)

駐車施設設置(変更)承認(不承認)通知書

第 号
平成 年 月 日

様

奈良市長

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり(変更)承認した(できない)ので通知します。

駐 車 施 設	設置場所		奈良市			
	敷地の権利関係		自己所有地		その他()	
	敷地の使用承諾者	住 所				
		氏 名				
	規 模	建築物内	台	m ²	合 計	台 m ²
		建築物外	台	m ²		
特殊の装 置		台	m ²			
国土交通大臣認定第 号						
条例による駐車施設の最小規模		台		m ²		
建 築 物	所在地	奈良市				
	地 域	駐車場整備地区		商業地域		
	規 模	特定部分	その他の部分	合計		
		m ²	m ²	m ²		
建築物内又は建築物の敷地内に駐車施設を附置できない理由 (条例第 8 条関係)						
変更の理由及び内容						
受付年月日		年 月 日		第 号		
(変更)承認の条件						
不承認の理由						
備考						

第3号様式(第5条関係)

駐車施設設置工事完了届				
			平成 年 月 日	
奈良市長 様		申請者	住所	
		氏名	印	
		電話		
奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定により、次のとおり届出します。				
駐車施設設置(変更) 承認申請書 受付年月日・番号	年 月 日	第 号		
駐車施設設置(変更) 承認通知年月日・番号	年 月 日	第 号		
建築確認年月日・番号	年 月 日	第 号		
駐 車 施 設	設置場所	奈良市		
	規 模	建築物内	台	m ²
		建築物外	台	m ²
		特殊の装置	台	m ²
		国土交通大臣認定第 号	合計	台 m ²
建 築 物	所在地	奈良市		
	地 域	駐車場整備地区	商業地域	
	規 模	特定部分	その他の部分	合計
		m ²	m ²	m ²
※条例による駐車施設の最小規模				台 m ²
※工事完了検査年月日		年 月 日		
※工事完了検査職員				
※備考				
(注)	1	届出者が法人のときは、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。		
	2	※の欄は、記入しないでください。		

第 4 号様式(第 6 条関係)

		第	号
立 入 検 査 員 証			
所 属			
職・氏名			
	年	月	日生
<p>上記の者は、奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第 12 条の規定により、建築物又は駐車施設に立ち入って検査することができる職員であることを証明します。</p>			
年	月	日	
奈良市長		印	

(裏面に奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の抜粋を記載する。)

第 5 号様式(第 7 条関係)

措 置 命 令 書

奈良市指令第 号

平成 年 月 日

様

奈良市長

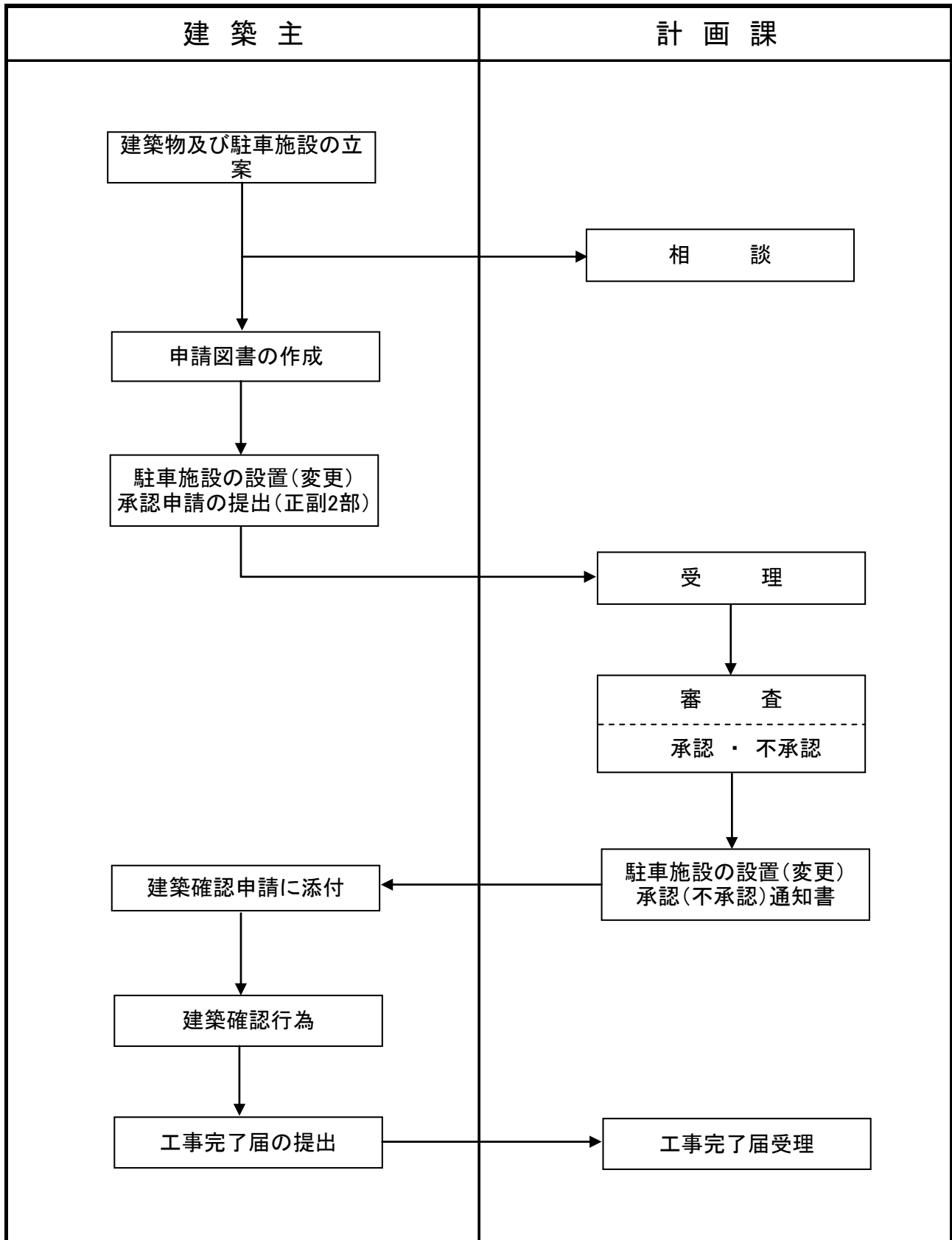
次の建築物は、奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第 条第 項の規定に違反していますので、同条例第 13 条の規定により、次のとおり措置することを命じます。

建築物の所在地	
建築物の用途及び規模	
措置事項	
理由	

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

4. 届 出 手 続

届出手続



5. 適用地域

